

別表1 障がい者（児）の日常生活用具の種類及び性能

【介護・訓練支援用具】

種目	対象者	基準額	性能等	耐用年数
◎特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい 1・2級	154,000円	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。（18歳以上）	8年
◎床ずれ防止マット	・下肢又は体幹機能障がい1級 ・知的障がいA	82,000円	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。（3歳以上で常時介護を要する者）	5年
◎特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい 1級	67,000円	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの。（6歳以上で常時介護を要する者）	5年
◎入浴担架	下肢又は体幹機能障がい 1・2級	82,400円	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。（3歳以上で入浴時に介助を要する者）	5年
◎体位変換器	下肢又は体幹機能障がい 1・2級	15,000円	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。（6歳以上で下着交換等にあたって介助を要する者）	5年
◎移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい 1・2級	159,000円	介護者が重度身体障がい者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。（3歳以上）	4年
訓練用いす	下肢又は体幹機能障がい 1・2級	33,100円	原則として付属のテーブルをつけるものとする。（3歳以上18歳未満）	5年
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい 1・2級	159,200円	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。（6歳以上18歳未満）	8年
寝具（貸与）	・下肢又は体幹機能障がい1・2級 ・知的障がいA・B	市長が定める額	寝具一式の貸与	—
寝具クリーニング	・下肢又は体幹機能障がい1・2級 ・知的障がいA・B	市長が定める額	自己寝具（敷・掛布団、毛布）のクリーニング	—

【自立生活支援用具】

種目	対象者	基準額	性能等	耐用年数
◎入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい	90,000円	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。（3歳以上で入浴にあたって介助を要する者）	8年
◎便器	下肢又は体幹機能障がい 1・2級	4,450円 手すり付 5,400円	障がい者が容易に使用し得るもの。手すりを取り付けることができる。 ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。（6歳以上）	8年
歩行補助つえ (一本杖)	下肢又は体幹もしくは平衡、移動機能障がい	木材 2,266円 軽金属 3,090円	手に持って歩行の助けとする細長い棒で、材質は木材又は軽金属とする。 ※夜光材付は422円、全面夜光材付は1,236円、外装ラッカー使用は267円を加算	3年
◎移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がい	60,000円	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。（3歳以上で家庭内の移動等において介助を要する者）	8年
頭部保護帽	・下肢又は体幹もしくは平衡、移動機能障がい ・知的障がいA(意見書) ・精神障がい(意見書)	スポンジ・革製 15,656円 スポンジ・革・プラスチック製 37,852円	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。（知的障がい、精神障がいについては、医師意見書によりてんかん発作等により頻繁に転倒することが確認できる者） ※レディメイドの場合は基準額の80%の範囲内の額	3年
特殊便器	・上肢障がい1・2級 ・知的障がいA	151,200円	温水温風を出し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。（6歳以上で、知的障がいの場合は訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者）	8年
火災警報器	・身体障がい1・2級 ・知的障がいA ・精神障がい1級	15,500円	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。 (必要に応じ1世帯に2台まで)	8年
自動消火器	・身体障がい1・2級 ・知的障がいA ・精神障がい1級	28,700円	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年

種目	対象者	基準額	性能等	耐用年数
電磁調理器	・視覚障がい1・2級 ・知的障がいA	41,000円	障がい者が容易に使用し得るもの。(18歳以上)	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい1・2級	7,000円	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。(6歳以上)	10年
聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい2級	87,400円	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。(6歳以上) ※聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計・屋内信号灯を含む	10年

【在宅療養等支援用具】

種目	対象者	基準額	性能等	耐用年数
透析液加温器	腎臓機能障がい1・3級	51,500円	透析液を加温し、一定温度に保つもの。(自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)により透析療法を行う者)	5年
ネブライザー(吸入器)	・呼吸器機能障がい3級以上 ・同程度の身体障がい(意見書)	36,000円	障がい者が容易に使用し得るもの。(呼吸器機能障がい以外の者は意見書により必要と認められる者)	5年
電気式たん吸引器	・呼吸器機能障がい3級以上 ・同程度の身体障がい(意見書)	56,400円	障がい者が容易に使用し得るもの。(呼吸器機能障がい以外の者は意見書により必要と認められる者)	5年
酸素ポンプ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	17,000円	障がい者が容易に使用し得るもの。	10年
視覚障がい者用体温計(音声式)	視覚障がい1・2級	9,000円	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。(6歳以上)	5年
視覚障がい者用体重計(音声式、解読式)	視覚障がい1・2級	18,000円	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。(6歳以上)	5年
動脈血中酸素飽和度測定器	・呼吸器機能障がい3級以上 ・同程度の身体障がい ・呼吸管理を要する者(意見書)	72,000円	障がい者が容易に使用でき、動脈血に含まれている酸素の割合及び脈拍が測定できるもの(呼吸器機能障がい以外の者は意見書により必要と認められる者)	6年
人工呼吸器用バッテリー ※レンタル不可	呼吸器機能障がい3級以上、又は同程度の身体障がい 人工呼吸器を使用している者(意見書)	200,000円	使用している人工呼吸器専用のバッテリー(充電器及びインバーター等を含める)。医師の意見書で人工呼吸器の使用を確認する。 ※基準額以内ならば複数台申請可能。	5年
発電機	呼吸器機能障がい3級以上、又は同程度の身体障がい 人工呼吸器を使用している者(意見書)	111,000円	AC100V(正弦波)の出力ができ、人工呼吸器用の外部バッテリーを充電できるもの。医師の意見書で人工呼吸器の使用を確認する。	10年
外部バッテリーまたはポータブル電源 ※レンタル不可	呼吸器機能障がい3級以上、又は同程度の身体障がい 呼吸管理を要する者で電気式たん吸引器またはネブライザー(吸入器)を使用している者	51,000円	AC100V(正弦波)の出力ができ、使用する医療機器の消費電力(W)に対応できるもの。 ※基準額以内ならば複数台申請可能。 日常生活用具の給付履歴で医療機器の使用を確認できない場合は、医師の意見書で医療機器の使用を確認する。	5年

※同程度の身体障がいとは、体幹機能障がい 1・2級、肢体不自由 1級、音声言語機能障がい喉頭摘出者を指す。

【情報・意思疎通支援用具】

種目	対象者	基準額	性能等	耐用年数
携帯用会話補助装置	音声機能もしくは言語機能障がい又は肢体不自由者	98,800円	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの。 (6歳以上で、発声・発語に著しい障がいを有する者)	5年
情報・通信支援用具	上肢障がい又は視覚障がい1・2級	200,000円	障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器、アプリケーションソフト	4年
点字ディスプレイ	視覚障がい1・2級	383,500円	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年
点字器	視覚障がい	標準型 A 10,712円	32マス18行、両面書真鍮板製	標準型 7年
		標準型 B 6,798円	32マス18行、両面書プラスチック製	
		携帯用 A 7,416円	32マス4行、片面書アルミニウム製	携帯型 5年
		携帯用 B 1,699円	32マス12行、片面書プラスチック製	
点字タイプライター	視覚障がい1・2級	63,100円	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。(本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る)	5年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい1・2級	録音再生機 85,000円	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつD A I S Y方式による録音ならびに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。(6歳以上)	6年
		再生専用機 35,000円		
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい1・2級	99,800円	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。(6歳以上)	6年
視覚障がい者用読書器	視覚障がい	198,000円	視力に障がいを有する者の読書等を容易にする製品であって、文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの。	8年
視覚障がい者用時計	視覚障がい1・2級	触読時計 10,300円	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。(6歳以上。音声時計は、原則として手指の触覚に障がいがある等のため触読時計の使用が困難な者)	10年
		音声時計 13,300円		

種目	対象者	基準額	性能等	耐用年数
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいを有する者	71,000円	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用し得るもの。(6歳以上で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者)	5年
聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい	88,900円	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組ならびにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。(本装置によりテレビの視聴が可能になる者)	6年
人工喉頭	音声機能喪失者(喉頭摘出者)	笛式 5,150円	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ピノール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。 ※気管カニューレ付は3,193円を加算	4年
		電動式 72,203円	顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの(電池・充電器含む)。	5年
点字図書及び録音図書	視覚障がい	必要と認められた額	点字等により作成された図書。(情報の入手を点字等によっている視覚障がい者)	—
視覚障がい者用テープレコーダー (ICレコーダー含む)	視覚障がい1・2級	23,000円	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。(6歳以上)	5年
音声ICタグレコーダー	視覚障がい1・2級	60,000円	視覚障がい者が容易に使用できるもの。	6年
人工内耳の体外装置 (スピーチプロセッサ)	聴覚障がい(人工内耳装用者)	200,000円	体外装置とは、音を電気信号に変換し、体内装置に送信する機器のこと。 給付の対象となるのは、民間保険及び医療保険が適用されない場合の買い替えに限る。	5年

【排泄管理支援用具】

種目	対象者	基準額	性能等	耐用年数
ストーマ装具	膀胱又は直腸機能障がい (ストーマ造設者)	消化器系 9,900円 (月額)	ストーマから排出される便や尿を処理するもので、低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。(皮膚保護剤、皮膚被膜剤、レッグバッグ、ナイト・ドレーナー、バッグ、剥離剤、洗浄剤、消臭剤、潤滑剤、フィルムドレッシング材、コンベックス・インサート、固定用ベルト、サージカルテープを含む)	—
		尿路系 13,000円 (月額)		
		洗腸用具 19,800円 (6か月)	洗腸排便を行う際に使用する用具	
紙おむつ等 (紙おむつ、サラン、ガーゼ等衛生用品)	排便又は排尿機能障がい (初めての方は意見書)	13,400円 (月額)	以下のいずれかに該当する3歳以上の者で、紙おむつ等を必要とする者 ○ストーマの著しい変形若しくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのため、ストーマ装具を装着できない者 ○二分脊椎等先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障がいによる高度の排尿又は排便機能障がいのある者 ○先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者 ○脳原性運動機能障がい等(原因となる疾病の発症時期が6歳未満であること)による体幹又は下肢2級以上で、以下の全てを満たす者 ア. 排尿若しくは排便の意思表示が困難 イ. 介助なしでトイレに行けない ウ. 介助なしで便座(排便補助用具の使用を含む)に座ることができない	—
収尿器	下肢又は体幹機能障がい (排尿障がい(特に失禁)のある者)	男子用 A 普通型 7,931円	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。 ラテックス製又はゴム製	1年
		男子用 B 簡易型 5,871円		
		女子用 A 普通型 8,755円	A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの	
		女子用 B 簡易型 6,077円	B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	

※ストーマ装具(消化器系及び尿路系)及び紙おむつ等を必要とする用具の2か月分をまとめて申請する場合は、日常生活用具給付券1枚に2か月分の給付額を記載し交付することができる。給付券は、1回の申請につき最大6か月分まで交付することができる。

【住宅改修費】

種目	対象者	基準額	性能等	耐用年数
◎ 居室生活動作補助用具	<p>・下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）3級以上</p> <p>・視覚障がい2級以上</p> <p>・特殊便器への取替えについては、上肢障がい1・2級の者。（6歳以上）</p> <p>※乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取扱うものとする。</p>	500,000円 (対象工事上限額)	<p>障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。</p> <p>【住宅改修の範囲】</p> <p>(1) 屋内</p> <p>①手すりの取付け</p> <p>②段差の解消</p> <p>③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</p> <p>④引き戸等への扉の取替え</p> <p>⑤便器・浴槽・洗面台の取替え・設置・改造</p> <p>(2) 屋外</p> <p>⑥スロープの取付け</p> <p>⑦手すりの取付け</p> <p>(3) その他</p> <p>⑧前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p> <p>※給付は対象工事額が基準額(対象工事上限額)に達するまで複数回申請可能。</p>	—